

## 令和7年度実施（令和8年度採用）

# 地方職員共済組合神奈川県支部職員 採用試験受験案内

地方職員共済組合は、地方公務員（道府県職員）の相互救済を目的として、地方公務員とその家族を対象に、公務員の老齢厚生年金などの給付や医療保険の給付、その他保健事業や貸付事業等を行っています。

組織は、本部（東京都千代田区平河町）及び支部（各道府県庁所在地）があり、神奈川県支部は神奈川県総務局組織人材部職員厚生課内に置かれ、支部長には神奈川県知事が就任しています。

地方職員共済組合神奈川県支部では令和8年度に職員を採用するため採用試験を行いますので、受験を希望される方は、この受験案内をよくお読みの上、次によりお申し込みください。

（※）本試験で採用された場合、地方職員共済組合神奈川県支部の職員となります。神奈川県職員（公務員）の採用試験ではありませんので御注意ください。

**第1次試験日 令和8年1月12日（月・祝）**

**申込期間 令和7年12月4日（木）～12月19日（金）**

**問合せ先 地方職員共済組合神奈川県支部 福利・共済経理グループ**

**（神奈川県総務局組織人材部職員厚生課内）**

**〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁西庁舎1階**

**電話（045）210-2808、2805（直通）**

### 1 採用予定人員及び職務の内容

採用予定人員	職務の内容
若干名	神奈川県支部における経理、長期給付、短期給付及び福祉事業に係る事務

### 2 受験資格

昭和39年（1964年）4月2日から平成16年（2004年）4月1日までに生まれた人（学歴不問）

次の(1)、(2)に該当する人は、受験できません。

(1) 地方公務員法第16条の次の欠格条項に該当する人

- ・禁錮（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）施行以降は「拘禁刑」）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
  - ・神奈川県職員又は地方職員共済組合本部及び各支部の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (2) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの）

### 3 試験の方法

#### (1) 第1次試験

種 目	方 法	内 容	配 点	試験時間
基礎能力検査・性格検査(※)	SPI3 ペーパーテスティング方式	実務処理能力、基礎能力などについての能力検査	50点	約100分
論文試験	記述式 1題必須回答800字程度	思考力、創造力、論理力、柔軟性等についての筆記試験	50点	60分

(※) 性格検査の結果は、第1次試験の合否決定には用いせず、第2次試験の人物試験の参考とします。

#### (2) 第2次試験

種 目	方 法	内 容	配 点	試験時間
人物試験	個別面接1回	人柄、性向等についての試験	200点	30分

### 4 試験の日時

種 目	日 時	場 所
第1次試験	令和8年1月12日(月・祝) 受付 午前12時30分 着席 午後1時 ・基礎能力検査・性格検査(SPI3) 約100分 ・論文試験 60分	横浜市西区又は中区 (場所の詳細は、受験票により案内します。)
第2次試験	令和8年1月26日(月)から29日(木)までのうち指定する1日(日時は、第1次試験合格通知とともににお知らせします。) ・人物試験 30分	横浜市内 (場所の詳細は、第1次試験合格通知とともににお知らせします。)

### 5 合格の発表

種 目	日 時	方 法
第1次試験合格発表	令和8年1月19日(月) 午前10時	合格者のみ文書で通知 (1月19日(月)発送)
第2次試験合格発表	令和8年2月4日(水) 午前10時	合否に関わらず文書で通知 (2月4日(水)発送)

※ このほか、インターネットで合格者の受験番号を掲示します(合格発表から1週間)

(ホームページのアドレス <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pr2/index.html>)

※ インターネットの方法では受験番号のみを示し、氏名は掲示しません。

### 6 採用時期

令和8年4月1日(予定)

### 7 受験手続

#### (1) 申込期間 令和7年12月4日(木)～12月19日(金)(17時必着)

※ 12月19日の17時以降に届いた申込は、いかなる理由があっても受け付けられません(郵便事情も含みます。)。間に合わないと思われる場合には、直接持参ください。この場合も、17時を回った場合には、受け付けられません。

- (2) 申込手続
- ア 市販の履歴書に必要事項を記入し、写真（6ヶ月以内に撮影したもので、裏面に氏名を記入）を貼って提出してください。
  - なお、提出された履歴書は、返却しませんので御承知おきください。
  - イ 受験票を発送するための返信用封筒（110円切手貼付、宛名記載）を同封してください。
  - ウ 書類の提出は、郵送又は持参により次の(3) 申込先へお願いします。
- (3) 申込先
- 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁西庁舎1階  
地方職員共済組合神奈川県支部採用担当（神奈川県総務局組織人材部職員厚生課内）
- (4) 注意点
- ・ 申込期間最終日の17時までに到着したものの受け付けます。
  - ・ 簡易書留、特定記録によらない郵便の事故等については、一切考慮しません。簡易書留、特定記録による郵便であっても、事故を伴わない通常の配達で間に合わなかったものは受け付けられません。
  - ・ 持参の場合は、平日9時から17時まで受け付けます。
  - ・ 受験申込の封筒の裏には、必ず、住所、氏名を記載してください。
  - ・ 受験票は、令和7年12月25日（木）頃発送しますので、写真（6ヶ月以内に撮影したもの）を貼って、試験当日に持参してください。
  - ・ 受験票が令和8年1月7日（水）までに届かない場合には、最終ページの問合せ先まで、必ず連絡してください。

## 8 試験結果の開示

この試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。

電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が直接お越しください。

（請求に当たっては、運転免許証等本人が確認できるものが必要になります。）

	開示請求できる人（本人に限る）	開示内容	開示場所等
第1次試験	第1次試験不合格者	順位と得点	発表日から1ヶ月間、地方職員共済組合神奈川県支部で行います。
最終結果	第2次試験受験者	順位と得点	

## 9 勤務条件

地方職員共済組合神奈川県支部職員の給与等勤務条件は、神奈川県職員に準じます。

### (1) 給与

月額 約253,000円（令和7年4月1日現在）

新規に大学を卒業した人の給与例で、これらの学校卒業後に学歴又は職歴がある人は、この額に一定の基準で算出された額が加算されます。

この額には、地域手当が含まれています。このほか、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

### (2) 休日・休暇

休日は、土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から1月3日までの間です。

年次休暇は、原則として1年につき20日です。このほか、夏季休暇等があります。

<問合せ先>

地方職員共済組合神奈川県支部（神奈川県総務局組織人材部職員厚生課）  
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁西庁舎1階  
電話 (045) 210-2808、2805 今津、川澄

## 地方職員共済組合の概要

### 1 沿革

地方職員共済組合は、道府県の雇用者等に対し健康保険事業及び福祉事業を行うため、政府職員共済組合令（昭和15年勅令第827号）に基づき昭和16年2月に「内務職員共済組合」として設立されました。

昭和23年7月1日には、「地方職員共済組合」と名称が変わり（国家公務員共済組合法（昭和23年法律第69号））、昭和24年10月から従来の健康保険事業及び福祉事業に加え年金業務を行うこととなりました。

その後、地方公務員の健康保険・年金が整備され、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）が制定されたことに伴い、昭和37年12月から同法に基づく「地方職員共済組合」となりました。

### 2 目的

地方職員共済組合は、相互救済の精神に基づき、組合員である道府県職員等（約30万人）の掛金と使用者である地方公共団体等の負担金を財源として、健康保険及び年金業務を行い、また宿泊施設の経営、職員の健康管理の推進、職員に対する資金の貸付等の福祉事業を併せて行うことにより、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに公務の能率的運営に資することを目的として設立されました。

### 3 法人格

地方職員共済組合は、地方公務員等共済組合法の規定により、道府県職員及びその家族等のための総合的社会保険事業を行うために設立された法人です。

### 4 組織

地方職員共済組合は、常時勤務に服することを要する地方公務員のうち、道府県の職員（公立学校共済組合及び警察共済組合を組織する職員を除く。）及び共済組合職員等をもって組織されており、主たる事務所（本部）は東京都内にあります。

### 5 事業内容

#### (1) 短期給付

組合員や被扶養者の病気、負傷、出産、死亡等に伴い必要となる治療費、入院費、出産に要する費用等の給付を行うもので、民間企業で働く労働者に適用される健康保険制度に相当するものです。

#### (2) 長期給付

組合員が退職し、永年勤続して退職したときや在職中の病気、負傷による障害になったとき、また在職中に死亡したときに老後の生活や遺族の生活の支えとして年金や一時金を支給するものです。

#### (3) 福祉事業

組合員及びその家族が、健康で豊かな生活を過ごせるようにするために行う事業です。

○ 保険事業・・・組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診断その他の健康の保持増進のために必要な事業

○ 貸付事業・・・組合員の随時の支出に対する普通貸付、住宅貸付、特別貸付等

### 6 神奈川県支部

地方職員共済組合は、道府県毎に支部を置き、地域の組合員に関する事務を行います。支部長には県知事が就任し、神奈川県支部は、神奈川県総務局組織人材部職員厚生課内に事務所が置かれています。

※ 地方職員共済組合（本部）ホームページ参照

<https://www.chikyosai.or.jp/>